

議案第 4 号

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例

条例別紙のとおり

平成 27 年 2 月 19 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関し必要な事項を定めるため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項第2号及び第3号、第29条第3項第2号並びに第30条第2項第2号及び第3号に規定する市が定める額（以下「利用者負担額」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 利用者負担額は、別表のとおりとする。

(利用者負担額の減免)

第4条 市長は、支給認定保護者が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき利用者負担額を負担することが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(法附則第6条第4項に規定する市が定める額)

第5条 法附則第6条第1項の場合において、同条第4項に規定する市が定める額については、利用者負担額の例による。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、利用者負担額に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けたときの利用者負担額

支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
階層区分	定義	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
B階層	市区町村民税非課税世帯	0円
C階層	C1 市区町村民税均等割額のみ	3,000円
	C2 市区町村民税所得割課税額77,100円以下	8,400円
	C3 市区町村民税所得割課税額77,101円以上211,200円以下	16,300円
	C4 市区町村民税所得割課税額211,201円以上	20,000円

2 特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を受けたときの保育標準時間の利用者負担額

支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
B階層	市区町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
C階層	C1 市区町村民税均等割額のみ	7,400円	6,200円	5,100円
	C2 市区町村民税所得割課税額24,300円未満	8,200円	7,200円	6,100円

C 階 層	C 3	市区町村民税所得割課税額 24,300円以上 48,600円未満	9,200円	8,500円	7,400円
	C 4	市区町村民税所得割課税額 48,600円以上 55,700円未満	10,000円	9,500円	8,800円
	C 5	市区町村民税所得割課税額 55,700円以上 62,800円未満	11,600円	11,300円	10,800円
	C 6	市区町村民税所得割課税額 62,800円以上 77,100円以下	14,500円	14,000円	13,500円
	C 7	市区町村民税所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	19,500円	17,300円	17,000円
	C 8	市区町村民税所得割課税額 97,000円以上 109,000円未満	26,000円	22,500円	19,400円
	C 9	市区町村民税所得割課税額 109,000円以上 121,000円未満	32,000円	23,500円	20,500円
	C 1 0	市区町村民税所得割課税額 121,000円以上 133,000円未満	36,000円	25,200円	21,700円
	C 1 1	市区町村民税所得割課税額 133,000円以上 145,000円未満	39,000円	26,300円	23,200円
	C 1 2	市区町村民税所得割課税額 145,000円以上 157,000円未満	41,100円	28,100円	24,600円
	C 1 3	市区町村民税所得割課税額 157,000円以上 169,000円未満	43,600円	29,500円	25,700円
	C 1 4	市区町村民税所得割課税額 169,000円以上 190,100円未満	47,000円	30,700円	26,700円
	C 1 5	市区町村民税所得割課税額 190,100円以上 211,200円以下	49,800円	31,300円	27,500円
	C 1 6	市区町村民税所得割課税額 211,201円以上 232,300円未満	51,000円	31,900円	28,000円
	C 1 7	市区町村民税所得割課税額 232,300円以上 253,400円未満	53,500円	32,500円	28,500円
	C 1 8	市区町村民税所得割課税額 253,400円以上 274,500円未満	55,000円	33,000円	29,000円
	C 1 9	市区町村民税所得割課税額 274,500円以上 301,000円未満	56,000円	33,500円	29,500円
	C 2 0	市区町村民税所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満	58,000円	34,000円	30,000円
	C 2 1	市区町村民税所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満	59,900円	34,500円	30,500円
	C 2 2	市区町村民税所得割課税額 397,000円以上	62,400円	35,000円	31,000円

3 特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を受けたときの保育短時間の利用者負担額

支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	
B階層	市区町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	
C階層	C 1	市区町村民税均等割額のみ	7,200円	6,000円	5,000円
	C 2	市区町村民税所得割課税額 24,300円未満	8,000円	7,000円	5,900円
	C 3	市区町村民税所得割課税額 24,300円以上 48,600円未満	9,000円	8,300円	7,200円
	C 4	市区町村民税所得割課税額 48,600円以上 55,700円未満	9,800円	9,300円	8,600円
	C 5	市区町村民税所得割課税額 55,700円以上 62,800円未満	11,400円	11,100円	10,600円
	C 6	市区町村民税所得割課税額 62,800円以上 77,100円以下	14,200円	13,700円	13,200円
	C 7	市区町村民税所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	19,100円	17,000円	16,700円
	C 8	市区町村民税所得割課税額 97,000円以上 109,000円未満	25,500円	22,100円	19,000円
	C 9	市区町村民税所得割課税額 109,000円以上 121,000円未満	31,400円	23,100円	20,100円
	C 10	市区町村民税所得割課税額 121,000円以上 133,000円未満	35,300円	24,700円	21,300円
	C 11	市区町村民税所得割課税額 133,000円以上 145,000円未満	38,300円	25,800円	22,800円
	C 12	市区町村民税所得割課税額 145,000円以上 157,000円未満	40,400円	27,600円	24,100円
	C 13	市区町村民税所得割課税額 157,000円以上 169,000円未満	42,800円	28,900円	25,200円
	C 14	市区町村民税所得割課税額 169,000円以上 190,100円未満	46,200円	30,100円	26,200円

C 1 5	市区町村民税所得割課税額 190,100円以上 211,200円以下	48,900円	30,700円	27,000円
C 1 6	市区町村民税所得割課税額 211,201円以上 232,300円未満	50,100円	31,300円	27,500円
C 1 7	市区町村民税所得割課税額 232,300円以上 253,400円未満	52,500円	31,900円	28,000円
C 1 8	市区町村民税所得割課税額 253,400円以上 274,500円未満	54,000円	32,400円	28,500円
C 1 9	市区町村民税所得割課税額 274,500円以上 301,000円未満	55,000円	32,900円	28,900円
C 2 0	市区町村民税所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満	57,000円	33,400円	29,400円
C 2 1	市区町村民税所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満	58,800円	33,900円	29,900円
C 2 2	市区町村民税所得割課税額 397,000円以上	61,300円	34,400円	30,400円

備考

- 1 「3歳未満児」とは年度の初日の前日（以下「基準日」という。）において3歳未満である子どもをいい、「3歳児」とは基準日において3歳である子どもをいい、「4歳以上児」とは基準日において4歳以上である子どもをいう。
- 2 「保育標準時間」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）と認定された場合の保育必要量をいい、「保育短時間」とは同項の規定により1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）と認定された場合の保育必要量をいう。
- 3 支給認定子どもの属する世帯の階層区分の認定については、その子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべてについて、これらの者の課税額の合計額により行うものとする。